

## 音更町農業振興資金貸付基金条例の一部を改正する条例

音更町農業振興資金貸付基金条例（昭和39年音更町条例第9号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（処分）

第9条 基金は、農業振興に資する事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

2 前項の規定により基金を処分したときは、基金の額は、処分額相当額減少するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。